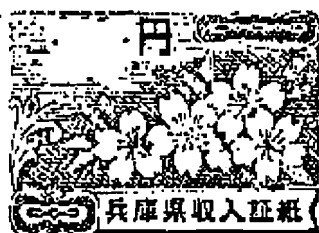


縦25.5ミリメートル
寸法 横36.0ミリメートル

を



拡大図

SYOUS I SYOUS I SYOUS I SYOUS I SYOUS I SYOUS I SYOUS I SYOUS I SYOUS I SYOUS I

兵庫県収入証紙

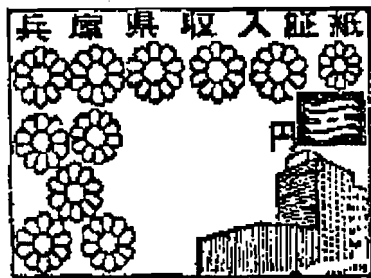
- 1 用紙表面に、特殊なインキにより「SYOUS I」の文字を連続して印字する。
- 2 寸法は、縦25.5ミリメートル、横36.0ミリメートルとする。



拡大図



- 1 用紙表面に、特殊なインキにより「SYOUS I」の文字を連続して印字する。
- 2 寸法は、縦25.5ミリメートル、横36.0ミリメートルとする。



寸法は、縦25.5ミリメートル、横36.0ミリメートルとする。

に改める。

第2条 収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項51中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に(6)として次のように加える。

(6) 犬又はねこの引取り手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例以外の法令に基づく手数料の項中9を削り、10を9とし、9の次に10として次のように加える。

10 住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく手数料

住宅改修業の登録又は登録更新申請手数料

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中収入証紙条例施行規則別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項15及び同表使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項51の改正規定 公布の日

(2) 第1条中収入証紙条例施行規則別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項37の改正規定 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）の施行の日

(3) 第1条中収入証紙条例施行規則別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項の改正規定 平成18年5月1日

(4) 第2条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 平成18年6月1日

(5) 第2条中収入証紙条例施行規則別表第1 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例以外の法令に基づく手数料の項9の次に10を加える改正規定 住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）の施行の日

(経過措置)

2 改正前の収入証紙条例施行規則第4条の規定に基づき発行された兵庫県収入証紙は、改正後の収入証紙条例施行規則第4条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

公 安 委 員 会 規 則

個人情報の保護に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年 3月24日

兵庫県公安委員会

委員長 野 澤 太一郎

兵庫県公安委員会規則第5号

個人情報の保護に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第2条 条例第13条第1項に規定する登録簿の様式は、個人情報取扱事務登録簿（様式第1号）のとおりとする。

2 条例第13条第2項第8号に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報取扱事務の区分
- (2) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (3) 個人情報の目的外利用又は提供の状況
- (4) 個人情報の電子計算機処理の状況
- (5) 委託等の状況

（開示請求書）

第3条 条例第15条第1項に規定する開示請求書の様式は、開示請求書（様式第2号）のとおりとする。

2 条例第15条第1項の規定による開示請求書の提出は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由のため、開示請求書を持参することができないと公安委員会が認める場合に限り、送付の方法によることができる。

（開示請求における本人確認手続等）

第4条 開示請求をする者は、公安委員会に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 運転免許証、旅券その他の法律又はこれに基づく命令の規定により発行された免許証、許可証、証明書等であって、当該開示請求をする者の氏名が記載され、かつ、写真がはり付けられたもの
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる身分証明書等であって、当該開示請求をする者の氏名が記載され、かつ、写真がはり付けられたもの
- (3) 前各号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、次に掲げる書類その他の公安委員会が適当であると認める書類の複数
 - ア 健康保険被保険者証、年金証書その他の法律又はこれに基づく命令の規定により発行された証明書等であって、当該開示請求をする者の氏名が記載されたもの
 - イ 学生証、社員証その他の身分証明書であって、当該開示請求をする者の氏名が記載され、かつ、写真がはり付けられたもの

2 前条第2項の規定により開示請求書を送付して開示請求をする場合には、当該開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びやむを得ない理由を証明する書類を提出するものとする。

3 条例第14条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、公安委員会に対し、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした法定代理人又は公安委員会以外の実施機関に開示請求をし、当該実施機関から条例第23条第2項の規定により公安委員会に事案を移送した旨の通知を受けた法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失した場合は、直ちに、書面でその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（不開示情報に該当する警察官等の氏名）

第5条 条例第16条第7号に規定する実施期間の規則で定める警察官等の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名とする。

（開示決定通知書等）

第6条 条例第20条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める様式により行う。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 開示決定通知書（様式第3号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 部分開示決定通知書（様式第4号）

2 条例第20条第1項に規定する実施機関の規則で定める事項は、開示の日時及び場所とする。

3 条例第20条第2項の規定による通知は、不開示決定通知書（様式第5号）により行う。

（開示決定等期間延長通知書）